

第1章

企業会計基準31号

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の解説

企業会計基準委員会
アシスタント・ディレクター
企業会計基準委員会
専門研究員
宮治 哲司
林 良生

で公表するに至ったものである。

本会計基準の概要

(1) 本会計基準の開発にあたっての基本的な方針

ASBJは、本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的を照らして判断することとした。また、本会計基準の開発にあたっては、IAS1号「財務諸表の表示」(以下、「IAS1号」という)125項の定めを参考にした。

なお、「会計上の見積り」の定義に關しては、企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下、「企業会計基準24号」という)4項(3)で定める定義^③を本会計基準においても踏襲している。

(2) 2020年3月31日に公表された改正企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」において、企業会計基準24号の名称が本文のとおり改正された。
(3) 「会計上の見積り」とは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。と定義している。

【この章のエッセンス】

● 当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示する。
● 開示内容は、開示目的に照らして判断する。

はじめに

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は、2020年3月31日に、企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以

下、「本会計基準」という)を公表^①した。本稿では、本会計基準の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、必ずしもASBJの公式見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

(1) 本会計基準の全文については、ASBJのウェブサイト https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2020/2020-0331-02.html を参照(1)。

本会計基準の公表の経緯

2016年3月および2017年11月に、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議に対して、「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者

にとつて有用性が高い情報であることから注記情報として開示を求めたいことを検討するよう要望が寄せられた。

その後、2018年11月に開催された第397回企業会計基準委員会において、基準諮問会議より、「見積りの不確実性の発生要因」に係る注記情報の充実について検討することがASBJに提言された。

この提言を受けて、ASBJは、2018年12月より審議を開始し、2019年10月に企業会計基準公開草案68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」(以下、「公開草案」という)を公表して広く意見を求めた。本会計基準は公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正したうえ